

議案第109号

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 証明書自動交付機の廃止に伴い、証明書自動交付機に係る規定を削除する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の見出し中「証明書自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条中「証明書自動交付機（世田谷区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年9月世田谷区条例第40号）第2条第2号に規定する証明書自動交付機をいう。）又は」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月29日から施行する。